

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

の 議会 ゆがわら

平成27年11月

No.96

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

編集/発行 湯河原町議会
〒259-0392
神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
TEL 0465-63-2111代 FAX 0465-63-9674



一般会議を開催しました

10月29日(木) 観光会館にて

●	平成26年度決算	2
●	一般質問	3
●	委員会だより	5
●	審議と賛否	9
●	一般会議	10
●	議員の懲罰	11

8月
臨時会
8/20

9月
定例会
9/10~9/30

中島 寛議員に
対する懲罰

経 過

9月10日(木)

9月定例会初日の開会直前に、中島 寛議員から「身の危険を感じるから平成28年3月31日まで全ての会議、委員会、協議会を欠席します」といった内容の欠席届が本人持参により提出されました。

議会では、記載された欠席理由に不明な点があるため、直ちに議会運営委員会を開催し対応について協議しました。

その結果、本会議開会時刻が45分遅れ、当日の議事日程の一番目であった中島議員の一般質問は行わないこととし、以降の一般質問を順次繰上げる等の混乱が生じました。また、欠席理由の詳細について説明を聞くため、室伏議長が本人に対し電話しましたが聞き入れて

もらえませんでした。

9月11日(金)

本会議2日目 欠席

9月14日(月)

環境・観光産業常任委員会 欠席

室伏議長において、中島議員に対して出席を求める招状及び「身の危険を感じるから」といった理由の欠席届の訂正等を求める文書を送付しました。

9月16日(水)

議会事務局において、9月14日に送付した招状及び文書の確認のため、中島議員へ電話しました。

中島議員からは「欠席届の理由等について訂正して再度提出するつもりはない。もちろん、自分は病気だと思っていないから診断書をもらうつもりもない。また、今後、会議等に出席するつもりもない。」と伝えられました。

9月18日(金)

本会議3日目 欠席

9月25日(金)

午前10時50分から開催した議会運営委員会において、中島議員の欠席届については、「身の危険を感じるから」という欠席理由が正当な理由とは認められないことから、中島議員に対し、室伏議長において、議会の議決を経て、懲罰を科すことに決定しました。

このため、定例会最終日の懲罰特別委員会において、本人に対して弁明の機会を付与するため、通知を送付しました。

9月30日(水)

本会議最終日 欠席

室伏議長の発議により議題となった「中島 寛議員に対する懲罰について」は、懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

懲罰特別委員会
(9月30日開催)

(委員長) 丸山孝夫
(副委員長) 土屋誠一
(委員) 山本俊明、
村瀬公大、佐藤 恵、
原田 洋、松野 満

本会議を休憩し開催した懲罰特別委員会で審査した結果、中島議員に対して、「出席停止1日」の懲罰を科すことに委員会として決定しました。(審査内容は12ページに記載しています。)

なお、懲罰を審査するに当たっては、議員の身分に関わる重大な案件であることから、中島議員に対し、懲罰特別委員会への出席、または弁明書の提出など弁明の機会を付与しましたが、いずれも弁明の権利を放棄されました。

懲罰とは・・・

議員が地方自治法や会議規則・委員会条例に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に科される罰が懲罰です。

欠席議員の懲罰に関しては、「議会の議員が正当な理由がなく招集に応じないため、又は正当な理由がなく会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる」と規定されています。(地方自治法第137条)

なお、懲罰の種類は、①「公開の議場における戒告」、②「公開の議場における陳謝」、③「定期間の出席停止」、④「除名の4種類が規定されています。(地方自治法第135条第1項)

また、議員に対する出席停止の効力は、次の会期に及ばず、その会期内の期間についてののみ有効であると解されており、「出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数回の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。」と規定されています。(湯河原町議会議規則第110条)

懲罰特別委員会
での審査内容

中島議員の「身の危険を感じるから」などといった欠席理由について、詳細な説明を求めても本人から何ら具体的な説明もなく、一般社会的に見て議員が議会を欠席する際の正当な理由には当たらず、議員の責務を果たしていない。議長が特に招状を発しても、なお出席しないため懲罰を科すことは当然のことであるという意見があり、中島議員に対する懲罰について採決した結果、「懲罰を科すべきものと認める」ことに決定しました。懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第3号「一定期間の出席停止」とし、期間は、湯河原町議会会議規則第110条を適用し、「出席停止1日」とすることに全員賛成で決定しました。

本会議において、懲罰特別委員会委員長報告を行い、委員長報告について採決の結果、全員賛成で可決されたため、中島議員に「出席停止1日」の懲罰が科されました。

※出席停止の期間は、その会期中に限られるため、定例会最終日であったので、1日となりました。

起立採決の結果、全員賛成により可決されました。

審議した議案と各議員の賛否(懲罰に関する採決)

○は賛成、×は反対を表しています。
(平成27年9月定例会)

議案番号	議案名	議員名	中島寛	山本俊明	村瀬公大	善本真人	佐藤恵	丸山孝夫	石井温	露木寿雄	室伏寿美夫	原田洋	小澤眞司	土屋誠一	松野満	審議結果	採決日
一	中島 寛議員に対する懲罰について(出席停止1日)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	9/30

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。(本会議の傍聴は、先着20名、委員会の傍聴は、先着6名です。)

【受付】開催日の午前9時から

【場所】第1庁舎2階 議会事務局

12月議会日程

11月25日(水) 午前 本会議(一般質問等)

27日(金) 午前 本会議(条例・補正予算等)

午後 教育施設のあり方等調査特別委員会

12月1日(火) 午前 環境・観光産業常任委員会

3日(木) 午前 総務文教・福祉常任委員会

午後 教育施設のあり方等調査特別委員会

7日(月) 午後 本会議(委員長報告等)

【午前10時、午後は1時の予定です。
ただし7日の本会議は午後3時の予定です。】

※傍聴される方は、携帯電話の電源をお切りください。

編集後記

9月定例会最終日の9月30日(水)に中島寛議員に対する懲罰について、懲罰特別委員会を設置、開催いたしました。詳細につきましては、11・12ページに記載の通りでございますが、私たち議員は、皆様の大事な税金から報酬をいただいているのです。湯河原町議会のあり方、そして湯河原町議会議員としての責務をしっかりと認識し、更なる開かれた議会の実現のため努力してまいります。

(村瀬 公大 記)

議会だより編集委員会

委員長 土屋 誠一
副委員長 村瀬 公大
委員 丸山 孝夫 石井 温